○北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市下一日市字公事免九六〇番一から同市君沢字川原一九三番一まで	前	一六・五七～二三・三三メートル	〇〇・三九〇〇キロメートル
	後	一七・五二～二一・九八メートル	〇〇・三九〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市下一日市字公事免九六〇番一から同市君沢字川原一九一番まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十六日

○北陸地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	魚沼市下島字二十刈一二七九番二から同市下島字二十刈一二八六番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十六日

○北陸地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区紫竹山四丁目四六九番二から同市中央区紫竹山二丁目四四五番二まで	前	三九・七八～二四三・一一メートル	〇〇・〇九二一キロメートル
	後	三九・七八～二五〇・一九メートル	〇〇・〇九二一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号、四百三号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区紫竹山四丁目四四一番七から同市中央区紫竹山四丁目五〇八番四地先まで	前	四五・三四～二〇六・〇六メートル	〇〇・〇七二一キロメートル
	後	四五・三四～二〇六・〇六メートル	〇〇・〇七二一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○四国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号及び百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新居浜市大生院字本村三四六番六から同市大生院字本村三四四番二地先まで	前	三〇・一一～五三・二八メートル	〇〇・〇三四〇キロメートル
	後	三二・四〇～五一・四三メートル	〇〇・〇三四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	新居浜市大生院字喜来四五〇番三地先から同市大生院字岸影九五八番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十六日

○四国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十六日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百四十号	愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰乙一五三番一から同町露峰甲二八三〇番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十六日